

議案第 10 号

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年野田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「同条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年野田市条例第40号）

改 正 案	現 行
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同号に規定する利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、<u>同条第8号に規定する特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な<u>同号に規定する利用特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>